

学び合う自治のまちづくりのために

求められる学習とそのコミュニティをどうコーディネートするか
新しい時代の社会教育職員の専門性形成のための長期研修プログラム

〈福井市・福井大学連携〉

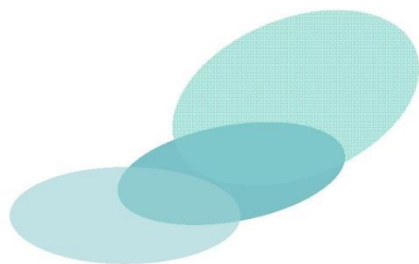
福井大学履修証明プログラム

学び合うコミュニティを 培う

コミュニティ学習支援者の力量形成サイクル 2021.5-2023.3
要綱

福井大学履修証明プログラム

- cycleA 生涯学習のプロセスとその諸局面 生涯学習概論 45時間（2021年度）
- cycleB 学習の展開を支える 生涯学習支援論 45時間（2022年度）
- cycleC 社会教育組織のマネジメントとコーディネーション 社会教育経営論 45時間（2022年度）
- cycleD コミュニティ学習支援長期事例研究 社会教育演習 45時間（2021年度）

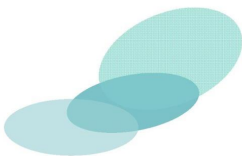


専門職として探究し合う新しい方法

- 互いの実践を語り合い、聴き取る。
- 実践に関わる主題を掘り下げて探究する。
- 新しい時代の教育への展開に視界をひらく。

構成

1. 概要(1)
2. 新しい形の研修の意義(3)
3. スケジュールと構成(7)
4. 運営組織(9)
5. ポートフォリオ・記録(10)
6. 評価(11)
7. 関係諸規定(12)
8. 参考資料(18)



1. 概要

学び合う自治のまちづくりのために

福井大学履修証明プログラム

学び合うコミュニティを培う

コミュニティ学習支援専門職＝社会教育関係職員の実践力形成のための長期研修プログラム

長期にわたる実践と省察の積み重ねを中心に据えた新しい社会教育職員研修の形を創る

- cycle A 生涯学習のプロセスとその諸局面 生涯学習概論 45 時間
- cycle B 学習の展開を支える 生涯学習支援論 45 時間
- cycle C 社会教育組織のマネジメントとコーディネーション 社会教育経営論 45 時間
- cycle D コミュニティ学習支援長期事例研究 社会教育演習 45 時間

- ①このプログラムは、公民館主事をはじめとする社会教育関係施設の職員、生涯学習・社会教育の行政に携わる専門職員、ならびにコミュニティと学習に関わる多様な専門職（コミュニティ学習支援専門職）のための講座です。
- ②互いの実践の歩みを聴き合い、その経験と省察から深く学び合っていくことを講座の中心に据えます。
- ③コミュニティと学習のプロセスとシステム、社会教育・生涯学習の目的・課題・組織・評価に関わる様々な論点について実践と理論に基づいて総合的に検討します。
- ④福井大学教育学部と教職大学院の協働により、地域の自治と学習を支える専門職のための実践研究の場として開設する長期講座です。
- ⑤社会教育主事資格に関わる4つの科目（生涯学習概論・社会教育計画・社会教育特論・社会教育課題研究）において学修することが求められているすべての事項を含みます。

福井大学「社会教育関係職員のための履修証明プログラム（「学び合うコミュニティを培う」）」のカリキュラムと評価について

各サイクルのプログラムは、地域の社会教育活動に携わるみなさんが、実践しながら継続的に学習・実践研究を深めていくことができるように構成されています。

このプログラムを通して、社会教育の現状や課題について学び、また自身の実践を省察し展望することを重ねるとともに、それらの研究・学習を表す記録を作成します。関連資料・実践記録の検討、それらに関する討論、自身の実践の報告と記録化、最終レポートの作成とその公表等が必要となります。これらは、講座を通じての学修と研究の成果を広く表明するものであり、同時にこの講座における学習の評価とその証明のための資料となります。

社会教育主事講習等規程

第三条

社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目単位数

生涯学習概論 2

社会教育計画 2

社会教育演習 2

社会教育特講 3

備考

一生涯学習概論は、おおむね、生涯学習の意義、学習者の特性と学習の継続発展、生涯学習と家庭教育、生涯学習と学校教育、生涯学習と社会教育、生涯学習社会における各教育機能相互の連携と体系化、生涯学習社会の学習システム、生涯学習関連施策の動向、社会教育の意義、社会教育と社会教育行政、社会教育の内容、社会教育の方法・形態、社会教育指導者、社会教育施設の概要、学習情報提供と学習相談の意義等の事項について授業を行うものとする。

二社会教育計画は、おおむね、地域社会と社会教育、社会教育調査とデータの活用、社会教育事業計画、社会教育の対象の理解と組織化、学習情報の収集整理と提供のためのシステムの構築と運用、学習相談の方法、社会教育の広報・広聴、社会教育施設の経営、社会教育の評価等の事項について授業を行うものとする。

三社会教育特講は、国際化と社会教育、高齢化と社会教育、情報化と社会教育、家庭教育と社会教育、青少年問題と社会教育、婦人問題と社会教育、環境問題と社会教育、同和問題と社会教育、社会教育行政、視聴覚教育、学校開放、ボランティア活動、社会体育、健康教育、消費者教育、文化財の保護、社会福祉と社会教育、企業内教育・職業訓練、民間の教育・学習機関等の事項のうちから選択して授業を行うものとする。

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」の概要

- 社会教育主事が、NPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を養成する。
- このため、新たな社会教育主事養成では、①多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」と、②学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」を新設。
- 社会教育主事養成課程では、実務経験に乏しい学生が社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修化。

科目	単位	目的	主な内容
生涯学習概論	2	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	○生涯学習の理念と施策 ○社会教育の意義と展開等
社会教育経営論 【新】	2	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	○社会教育行政の経営戦略 ○社会教育行政と地域活性化 ○学習課題の把握と広報戦略 ○社会教育を推進する地域ネットワークの形成等
生涯学習支援論 【新】	2	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	○学習支援に関する教育理論 ○効果的な学習支援方法 ○学習プログラムの編成 ○参加型学習の実際とファシリテーション技法等
社会教育演習	2	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	○社会教育に関する実践演習 ○社会教育に関する現場体験等

2. 新しい形の研修の意義

福井大学における新しい社会教育関係職員研修

コミュニティ学習支援専門職の力量形成を支える

地域密着型・実践省察往還型の長期研修サイクルの実現

2010.12.07, 2011.02.01, 2011.03.02, 2016.2.22

目的

地域の今を支え 未来をひらく 学び合うコミュニティのために

変化が加速的に進む時代にあつて、自分たちの暮らしと社会のあり方めぐって、考え合い学び合い、協働して実践していく力が求められている。そうした力を培うために、地域において、生涯にわたって地域の主体として学び合うコミュニティを実現していくことは、社会教育・生涯学習の使命でありまた自治の本旨でもある。

学び合うコミュニティを支える職員の力量形成 / 実践と省察のサイクル

こうした時代にあつて、地域での日々の学び合いと自治を支える社会教育関係職員の実践的な専門性が求められる。こうした実践力は、長期にわたる実践の展開とその省察・研究・再構成の積み重ねを通して培われる。地域において、実践を積み重ねながら、定期的に実践について省察・交流の機会を持ち、社会教育・生涯学習についての研究を進めていく形が実現できるなら、実践と省察の双方が編み込まれ、実践と力量形成が一体のものとして進んでいくことが可能となる。

(こうした方法はすでに福井大学の教職大学院において教師の専門性形成にかかわって組織的に進められ、高い評価を得てきている。また福井における公民館主事の実践研究会は、制度化はされていないが、こうした実践と省察のサイクルを重ねすでに20年以上の蓄積を持っている。)

カリキュラムと組織の特長

地域密着型・実践省察往還型の長期講習サイクル

実践と省察のサイクルを長期にわたって積み重ねる 実践力形成型研修

実践と省察の往還を実現する長期研修のサイクル

- 2年間にわたり、職場や地域で実践を展開しつつ、それにかかわって月1回程度の実践報告・交流・研究をふくむ研修の場を設定し、実践と省察、仕事と研修が有機的に結びついたサイクルを実現する。
- このために、公民館等における仕事と研修が両立するよう、運営に特別の配慮を行う。

少人数での実践の交流と検討

- 少人数での実践検討のカンファレンス（実践事例検討会）を中心に据える。

評価につながる長期実践報告書

- 自身の実践の展開を報告書としてまとめ、それを自己評価・相互評価・組織評価に活かしていく。（評価との連動）

実践と結びついた講義

○社会教育・生涯学習の意義と課題をはじめとして共有すべき視点・知識を、実践と密接に結びつけて学ぶ講義を組み込む。

実践者と行政と大学とが協働して支える

○社会教育職員として長い経験を培った実践者、社会教育・生涯学習を支える行政職員、社会教育・生涯学習を研究する大学教員が協力して研修を支えていく。

社会教育主事の資格を有し、10年以上の実践経験を有する職員に、研修における実践事例検討会における支援者（ファシリテーター）の役割を依頼する。

社会教育・生涯学習を担当する行政職員と、研修の実施にかかわって協力を依頼する。

講習の企画・運営に 研修担当者複数名の参加。

実践事例検討会の支援者（ファシリテーター）

主事の社会教育主事資格を持つメンバー

年間毎回4名程度 月1回

（20名程度でローテーションで行うことが考えられる。年間3～4回程度。）

福井大学において社会教育関係職員のための履修証明プログラムを行う意味について

<学部のミッション>

福井大学教育地域科学部 見解

地域に根ざし 開かれた教育・学術・研究の拠点としての教育地域科学部のあり方 2001.10.5

戦後改革において、平和と民主主義を希求する新しい社会の礎としてすべての都道府県に置かれた新制国立大学は、50年を経た今、重大な転機をむかえている。この時期にあたって、50年の歴史と現状を省察し、次の時代にむけて自らその理念と構想を顕わすことは、理性の府としての大学・学部としての責任である。

21世紀をむかえ、環境・グローバル化・少子高齢化の問題、社会全体の構造改革とその鍵となる地方分権や教育改革など、取り組んでいくべき数多くの社会的な課題が存在している。それらは、複雑に連動し、世界的な広がりや歴史的な背景をもって生起している。克服のためには、問題をめぐる深く広い探査と検証、多元的な検討、解決に向けての構想力、そして関係する多くの人々の協働（collaboration）が不可欠となる。困難な課題に立ち向かう、新しい実践的な知のあり方が求められているのである。

現代社会が直面する課題に、研究機関として人々とともに取り組んでいくこと、そしてまた諸課題に挑む知の基盤を支え拡充することは、地域に根ざし開かれた教育・学術・研究の拠点としての大学・学部の使命である。その発足において、主権者としての国民から新制大学に負託された責務、地域における公的な教育・学術・研究の拠点としての役割をふまえ、新しい課題に応えそれをさらに発展させていくために、この見解を明らかにする。

(2) 地方分権の時代に自治と文化の創造を支える教育・研究の拠点

<地域文化・地域社会課程と大学院>

地方分権の課題と自治能力 現在直面している改革の要の一つが地域社会の活力を生み出す地方分権の実現にあることは言をまたない。自らの地域の政策を自らの責任において作りあげていく自治の力量が求められる。そうした力量をめぐる不安と懐疑が分権の実現を阻む要因の一つとなっている。自治の力量形成を拒む規制が長く続いてきたことを勘案するならば、規制緩和がすぐさま自治の力の発現をもたらすと考えることは非現実的である。自治の力を培っていくための自覚的な取り組み、闊達な研究・学習が不可欠となる。地域自治の力を培い、地域課題の研究と学習を進めていくために、地域と大学との協力が求められている。

地域課題と研究 地球規模の人的物的な交流・コミュニケーションが急速に進み、地域社会が世界の変動と密接に結び付いて動いている状況のもとでは、地域課題への取り組みは、グローバルな、そして歴史的な展望をふまえた検討なしには確かなものとはならない。そのためには、広い知見と改革のための具体的な実践と結びつける協働の組織の実現が必要となる。地域と大学とが協働して課題に取り組んでいくこと求められている。地域文化・地域社会の両課程は地域が直面する諸課題に、幅広い視野から探究する多様な研究領域を含んでいる。同時に、学部・大学院を通じて、地域の課題に市民・職業人との共同研究を実現していく組織化を進めつつある。

(3) <教育>と<地域>の協働 共通の基盤と相互性

教育と地域をそれぞれ固有の主題として掲げる二つの領域は、共通の基盤を持ち、また、それぞれの課題を実現していく上で密接な相互性と相補性をもっている。

学校改革にとっての地域 学校改革は、行政・地域の協力と支えなしには実現し得ない。行政・地域の自治への改革と連動することなしには実現していかない。逆に人々の日常生活圏である地域において、次の世代を育てる営みである教育の占める飛び抜けた重要性は今後とも変わらない。そして地方分権にもなって、教育・学校への地域の責任はますます重くなっていく。

地域改革にとっての教育 さらにまた、自治的な地域社会・地域文化実現に向けての改革は、その担い手である市民・職業人自身の、改革のための研究、自己改革のための学習なしには実現し得ない。それに応え得る新しい大人の共同の学習・研究、力量形成のプロセスが不可欠となる。地域改革もまた新しい質の教育・学習・研究を必要としているのである。これまで、中央集権の枠組みと縦割りの秩序を越えて、教育と地域がそれぞれの改革のために、協働して自己改革を進める必要に迫られているといえるだろう。教育地域科学部の二つの領域、教育科学と地域科学の二本の柱とその連動は、求められる教育と地域の協働の形と対応している。

教育と地域 共通の土台と協働の必要性 教育と地域に関わる二つの領域は、共通の土台をもち、また相互に補い合う役割を担っている。

IIで掲げた、21世紀の大学に求められるプロジェクトやシステムは、学部として共通の基盤となる。とりわけ①地域課題を焦点とし、その複合的な課題にむけて実践的共同研究を組織していくこと、そのための共同研究・共同学習の組織・方法・ノウハウそのものを研究蓄積していくこと、②地域の市民・職業人に広く開かれた大学院と学部を実現していくこと、③さらに地域の生涯学習の拠点として、教養の拠点としての役割を果たしていくことは学部としての共通の課題である。

地域コミュニティの活動と行政と大学・学部との有機的な連携の基軸となる研修サイクル

コミュニティの中心的な担い手とのネットワークの形成

大学生の社会経験・地域活動のチャンスを飛躍的に拡大するチャンスが生まれる。

福井大学教職大学院における現職教員の実践と研究のサイクル

参考資料

日本社会教育学会職員問題特別委員会 「知識基盤社会における社会教育の役割」

2. 職場・地域・大学をネットワークする力量形成のシステムづくり

養成制度の改善だけで問題が解決するわけではなく、実際に(学びあうコミュニティ)のコーディネーターとして活躍している人々の力量形成や研修を継続的に支えるシステム創りを考える必要がある。

(1)実践と省察のサイクル

学習をコーディネートする力量は、学習過程の展開を支える経験を省察し、さらに経験を積み重ね、省察を積み重ねていくというような継続的な「実践と省察のサイクル」によって形成される。地域の(学びあうコミュニティ)の学習過程に関わるコーディネーターは、職場や仲間とともに自分の実践を省察し、実践に関わり、また省察するというサイクルを通して力量を形成していく。そして、一定期間継続された実践を長期的に省察する中で、実践をより大きな社会的文脈の中でとらえ返し、意味を確認していくことができるが、こうした省察を、大学・大学院などでの実践研究が支えていくことが必要となっている。

(2)持続的な実践研究の構造

(学び合うコミュニティ)の発展が実現している事例においては、必ずそれを支えるコーディネーターが存在している。地域における社会教育実践を支援するコーディネーターおよび社会教育主事の力量形成のためには、実践研究の持続的な積み重ねが必要であるが、持続的な実践研究においては、次のような条件を析出することができる。

- A: ①実践とそのコミュニティを支え培う経験の持続的発展的な積み重ね
②異なる分野の実践と自らの実践の間に相互的な理解と協働関係を生み出す経験
- B: ① 自身の実践と経験をとらえ直し表現し、発展的に再構成する実践研究のサイクル
②他の実践と事例から学ぶ事例研究の視点と方法
- C: ①学習の組織とシステムをめぐる経験と研究
②市民の学習と社会の現状・歴史・理念をめぐる研究と展望の共有

実践を長期にわたって積み重ね、その実践を省察し、記録化し、研究・交流し、実践のネットワークを支える営みを通して、コーディネーターとしての力量が培われてきている。社会教育主事をはじめとする研修や大学の社会教育研究者が関わる実践的な研究会が、そうした研究と交流を支える機能を果たしてきている。

- cycle A 生涯学習のプロセスとその諸局面 生涯学習概論 45 時間
- cycle B 学習の展開を支える 生涯学習支援論 45 時間
- cycle C 社会教育組織のマネジメントとコーディネーション 社会教育経営論 45 時間
- cycle D コミュニティ学習支援長期事例研究 社会教育演習 45 時間

3. スケジュールと構成

2021

■cycleA 生涯学習のプロセスとその諸局面 生涯学習概論 45 時間

	月日	曜日	時間	時間数	セッションの主題
第1回	5月24日	月	13:30-17:00	3.5	社会教育の意義・生涯学習の意義を問い直すために
第2回	6月7日	月	13:30-17:00	3.5	社会教育・生涯学習の課題を探る
第3回	6月19日	土	12:00-18:10	6	生涯学習・社会教育の多様な展開と課題を探る
第4回	6月20日	日	8:20-15:10	6	実践の長い展開を聴き取る
第5回	7月5日	月	13:30-17:00	3.5	生涯学習と社会教育:実践の省察と課題の確認
第6回	8月1日	月	9:00-17:10	7.5	学習のプロセスと学習コミュニティの組織化
第7回	8月2日	火	9:00-17:10	7.5	学習のプロセスと学習コミュニティの発展
第8回	8月8日	月	9:00-17:10	7.5	実践の展開過程の跡づけと検討

2022-2023

■cycleB 学習の展開を支える 生涯学習支援論 I II 45 時間

	月日	曜日	時間	時間数	セッションの主題
第1回	8月8日	月	9:00-17:10	7.5	地域における実践の展開をふり返る.
第2回	10月31日	月	13:30-17:00	3.5	地域における実践の展開をふり返る.
第3回	11月14日	月	13:30-17:00	3.5	学習支援に関する教育理論
第4回	12月5日	月	13:30-17:00	3.5	効果的な学習支援方法
第5回	1月4日	水	9:00-17:10	7.5	学習プログラムの編成
第6回	1月5日	木	9:00-17:10	7.5	参加型学習の実際とファシリテーション
第7回	1月16日	月	12:00-17:10	5	実践の評価と共有
第8回	1月30日	月	9:30-17:10	7	実践の展開と組織の捉え直し

45

follow-up cycle 1

第1回	2月18日	土	12:00-18:10	6	社会教育実践の交流
第2回	2月19日	日	8:20-15:10	6	長期的な実践の共有と相互評価
第3回	3月6日	月	13:30-17:00	3.5	社会教育実践の省察と展望

2022

■ cycle C 社会教育組織のマネジメントとコーディネーション

社会教育経営論 I II 45 時間

	月日	曜日	時間	時間数	セッションの主題
第1回	5月23日	月	13:30-17:00	3.5	社会教育行政の経営戦略
第2回	6月6日	月	13:30-17:00	3.5	社会教育行政と地域活性化
第3回	6月18日	土	12:00-18:10	6	学習課題の把握と広報戦略
第4回	6月19日	日	8:20-15:10	6	社会教育を推進する地域ネットワークの形成
第5回	7月4日	月	13:30-17:00	3.5	自身の実践を語る
第6回	7月31日	日	9:00-17:10	7.5	学習のコミュニティとそれを支える組織(1)
第7回	8月1日	月	9:00-17:10	7.5	学習のコミュニティとそれを支える組織(2)
第8回	8月7日	日	9:00-17:10	7.5	実践の展開過程の跡づけと検討

45

2021-2022

■ cycle D コミュニティ学習支援長期事例研究

社会教育演習 I II 45 時間

	月日	曜日	時間	時間数	セッションの主題
第1回	8月9日	火	9:30-17:00	7.5	サイクルCをふり返り、長期実践報告の展望を探る
第2回	11月1日	月	13:30-17:00	3.5	関連する多様な実践の展開について検討する
第3回	11月29日	月	13:30-17:00	3.5	関連する多様な実践の展開について検討する
第4回	12月6日	日	13:30-17:00	3.5	長期実践報告をまとめる
第5回	1月4日	月	9:30-17:30	7.5	長期実践報告をまとめる
第6回	1月5日	火	9:30-17:30	7.5	長期実践報告を検討し合う
第7回	1月17日	月	13:30-17:00	5	長期実践報告を検討し合う
第8回	1月31日	月	13:30-17:00	7	多様な実践の交流を支える

45

follow-up cycle 2

第1回	2月19日	土	12:00-18:10	6	社会教育実践の交流
第2回	2月20日	日	8:20-15:10	6	長期的な実践の共有と相互評価
第3回	3月7日	月	13:30-17:00	3.5	社会教育実践の省察と展望

4. 運営組織

講師

柳沢 昌一(福井大学大学院連合教職開発研究科)
半原 芳子(福井大学大学院連合教職開発研究科)
三田村 彰(福井大学大学院連合教職開発研究科)
矢内 琴江(福井大学大学院連合教職開発研究科)

運営協力者(コーディネーター)

(福井市教育委員会生涯学習室)
(福井市教育委員会生涯学習室)

グループ学習支援者(ファシリテーター)

福井県内で社会教育の実践と行政に携わる社会教育主事有資格者

履修証明プログラム「学び合うコミュニティを培う」実行委員会

柳沢 昌一・半原 芳子・矢内 琴江・内田 友絵・宮川 和也

5. ポートフォリオ・記録

portfolio イタリア語「紙を運ぶもの」の意 →書類を整理するための道具→組織化された書類

この講習で共有する情報、それについての考察、それぞれが検討しまとめた報告など、この講習における探究の足取りをA4のファイルにまとめていきます。また、パソコンのデータとしても整理していきます。

学習の資料について

講義・演習の内容については、その内容と資料をその都度、印刷物とデータの両方で共有します。それぞれのポートフォリオの内、各人の考察の部分については、少人数のチームの中で紹介し合います。

講座の中で、以下のような記録をまとめる時間を取ります。

- ① 毎回の講義や演習ごとの論点の記述とコメント（ポートフォリオとして集積します。）
（講義の時間内に整理する時間を取ります。）
- ② 実践事例や関係資料の検討と報告（概要と考察をまとめた摘要）（ポートフォリオとして集積します。）
- ③ 自分自身の実践の展開についての実践レポート
- ④ 半期ごとに実践の展開と学習したことについてまとめる個人報告書を作成します。
- ⑤ 半期ごとの個人報告書を踏まえて、2年間で長期実践報告書をまとめます。
（講習の時間内で大部分を作成しますが、講習の感想やふりかえりも「まとめ」に収録します。）

6. 評価

各サイクルの評価は、下記の基準で行う。

- ① 受講時間数 全時間の8割以上の参加。
- ② 公開実践交流集会への参加と報告
- ③ 報告書の作成（下記の内容を含むものとする。）
 - ・ 講義内容と関わる実践事例や関係資料の検討と報告（概要と考察をまとめた摘要）
 - a. 実践事例の展開（前提・起点・発展・帰結）が他の実践者にも理解できるように紹介されている。
 - b. その実践の価値とそこから見えてきた課題について考察を加えている。
 - c. 実践の展開を促し、支える要因について検討がなされている。
(a. b. を満たすことを基本的な水準とします。)
 - ・ 自分自身の実践についての実践レポート
 - a. 自身の実践の展開（前提・起点・発展・帰結）が他の実践者にも理解できるように叙述されている。
 - b. その実践の価値とそこから見えてきた課題について考察を加えている。
 - c. 実践の展開を促し、支える要因について省察がなされている。
(a. b. を満たすことを基本的な水準とします。)
 - ・ 半期ごとの個人報告書
 - a. 自身の実践の展開過程とそれについての省察が読み手に理解できるようにまとめられている。
 - b. 講習における自分自身の探究、自分のグループでの話し合いでの学習が活かされている。
 - c. 上記の①②をふまえて今後の自身の実践の展望が示されている。
(a. b. c. を満たすことを基本的な水準とします。)

学修の最終評価は、下記の基準で行う。

- ① サイクルごとの必要学修時間（cycleA-36, cycleB-36, cycleC-44, cycled-36 時間）
- ② サイクルごとの公開研究会における報告
- ③ サイクルごとに報告書の評価
- ④ 最終報告書の公表とその評価

最終評価は、下記の三名で行い、上記の修了要件を踏まえ、可否を審査する。

- 柳澤昌一（大学院教育学研究科教職開発専攻 社会教育）
半原芳子（大学院教育学研究科教職開発専攻 日本語教育）
三田村彰（大学院教育学研究科教職開発専攻 教育行政）

最終評価結果については、上記担当者の審査を踏まえ、学部の履修証明プログラム運営委員会で審議し、教授会等の議を経て学長に報告後、履修者に証明書を授与する。

7. 関係諸規定

○社会教育主事講習等規程（昭和二十六年六月二十一日文部省令第十二号）

最終改正：平成一三年八月三〇日 文部科学省令第七五号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の五第二項及び社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）附則第二項の規定に基づき、社会教育主事講習等規程を次のように定める。

第一章社会教育主事の講習（第一条—第九条）第二章準ずる学校（第十条）

第三章社会教育に関する科目の単位（第十一条）

附則

第一章 社会教育主事の講習

第一条社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第九条の五に規定する社会教育主事の講習（この章中以下「講習」という。）については、この章の定めるところによる。第二条講習を受けることができる者は、左の各号の一に該当するものとする。

一大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法

律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者

二教育職員の普通免許状を有する者

三四年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者

四四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者

五前各号に相当するものとして文部科学大臣の認める者

第二条

この二講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

第三条

社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目単位数

生涯学習概論 2

社会教育計画 2

社会教育演習 2

社会教育特講 3

備考

一生涯学習概論は、おおむね、生涯学習の意義、学習者の特性と学習の継続発展、生涯学習と家庭教育、生涯学習と学校教育、生涯学習と社会教育、生涯学習社会における各教育機能相互の連携と体系化、生涯学習社会の学習システム、生涯学習関連施策の動向、社会教育の意義、社会教育と社会教育行政、社会教育の内容、社会教育の方法・形態、社会教育指導者、社会教育施設の概要、学習情報提供と学習相談の意義等の事項について授業を行うものとする。

二社会教育計画は、おおむね、地域社会と社会教育、社会教育調査とデータの活用、社会教育事業計画、社会教育の対象の理解と組織化、学習情報の収集整理と提供のためのシステムの構築と運用、学習相談の方法、社会教育の広報・広聴、社会教育施設の経営、社会教育の評価等の事項について授業を行うものとする。

三社会教育特講は、国際化と社会教育、高齢化と社会教育、情報化と社会教育、家庭教育と社会教育、青少年問題と社会教育、婦人問題と社会教育、環境問題と社会教育、同和問題と社会教育、社会教育行政、視聴覚教育、学校開放、ボランティア活動、社会体育、健康教育、消費者教育、文化財の保護、社会福祉と社会教育、企業内教育・職業訓練、民間の教育・学習機関等の事項のうちから選択して授業を行うものとする。

第四条削除

第五条削除

第六条

講習における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項各号及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項第二号に定める基準によるものとする。

第七条

単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

- 2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第三条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもって同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。
- 3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目の全部又は一部の履修に相当するものを行っている場合には、当該学修を当該科目の全部又は一部の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

第八条

講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の定めるところに従い九単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする

- 2 講習を行なう大学その他の教育機関の長は、前項の規定により講習の修了証書を与えたときは、その者の氏名を文部科学大臣に報告しなければならない。

第八条の二法第九条の五第一項の規定により文部科学大臣が大学その他の教育機関に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況並びに受講者に係る地域の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに相当と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

第九条

受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で告示する。但し、特別の事情がある場合には、適宜な方法によって公示するものとする。

第二章 準ずる学校

第十条改正法附則第二項の規定において、文部科学省令で定めるべきものとされている学校は、左の各号に掲げるものとする。

一 大正七年文部省令第三号第二条第二号により指定した学校

二 旧臨時教員養成所官制（明治三十五年勅令第百号）の規定による臨時教員養成所

三 その他文部科学大臣が短期大学と同程度以上と認めた学校

第三章 社会教育に関する科目の単位

第十一条法第九条の四第三号の規定により、大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目単位数

生涯学習概論 4 社会教育計画 4 社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目 4 社会教育特講12

社会教育特講・（現代社会と社会教育）

社会教育特講・（社会教育活動・事業・施設）

社会教育特講・（その他必要な科目）

備考社会教育特講は、Ⅰ、Ⅱ及びⅢにわたって開設し履修させることが望ましい。

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位（これに準ずる科目の単位を含む。）は、これをもって、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

5 第十一条第一項の改正規定の施行の日前に、旧規程第十一条第一項の表の乙群又は丙群に掲げる科目（社会教育演習を除く。）の単位を修得した者については、前項の規定にかかわらず、当該科目の単位をもって、新規規程第十一条第一項に規定する社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究の単位に替えることができる。

附則（平成八年八月二八日文部省令第二六号）

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に、改正前の社会教育主事講習等規程（以下「旧規程」という。）の規定により社会教育主事の講習を修了した者は、改正後の社会教育主事講習等規程（以下「新規規程」という。）の規定により社会教育主事の講習を修了したものとみなす。
- 3 この省令の施行の日前に、旧規程第十一条第一項に規定する社会教育の基礎（社会教育概論）の単位を修得した者は、新規規程第十一条第一項

に規定する生涯学習概論の単位を修得したものとみなす。

附則（平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

社会教育主事

一 改善の必要性

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員であり、都道府県及び市町村の社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する重要な役割を果たしてきた。

近年、所得水準の向上や自由時間の増大など社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいなどを求めて人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化してきている。また、情報化、国際化、高齢化等の進展による社会の急速な変化に伴い、情報の活用、国際理解の促進、高齢化社会への対応等多くの新しい学習課題が生じている。学校週五日制の導入に伴い、青少年の学校外における多様な活動機会の充実も強く求められている。

現在、生涯学習社会の構築が、学校教育、社会教育はもとより、文化・スポーツ等の各分野にわたる共通の課題となっており、そのための基盤整備が進捗しつつある。社会教育行政に関しても、従来の固有の枠組みにとどまらず、生涯学習社会における社会教育の振興という観点からの一層幅広い積極的な取り組みが必要となっている。

このような状況の中で、社会教育主事は、地域における幅広い人々の自由で自主的な学習活動を側面から援助する行政サービスの提供者としての役割を果たすことが、従来に増して求められている。また、社会教育に関する専門的知識・技術を生かし、公民館等社会教育施設を中心に行われる社会教育事業と学校教育、文化、スポーツ、さらには社会福祉や労働等の様々な分野の関連事業等との適切な連携・協力を図り、地域の生涯学習を推進するコーディネーターとしての役割を担うことが一層期待されている。

このため、人々の多様な学習ニーズや新たな課題等に対応し得る社会教育主事の資質の向上に向け、社会教育主事の養成及び研修の一層の改善・充実を図る必要がある。また、生涯学習社会に対応する観点から、社会教育主事の養成制度を柔軟化し、様々な分野から多様な人材を広く求めることが必要である。

なお、社会教育主事の資格を有しながら、教育委員会事務局の社会教育主事として勤務していない人が相当いる。生涯学習推進の観点から、公民館、博物館、図書館等の地域の諸施設やその他の生涯学習関連施設における事業や地域住民の自主的な学習活動、さらには最近活発となっている民間や企業等の実施する教育関連事業・活動等のために、これらの人々の持つ社会教育に関する知識・能力を、積極的に活用することは有意義であり、そのための方策を推進していくことも重要である。

二 改善方策

一 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

社会教育主事の養成については、社会の変化に対応する社会教育主事の資質の向上等を図る観点から、昭和六一年の社会教育審議会成人教育分科会報告『社会教育主事の養成について』に基づき、昭和六二年に社会教育主事講習等規程の改正が行われており、大学の養成段階における基本的な科目構成及び内容についての大きな変更は要しないものと考えられる。

しかしながら、この間、生涯学習社会の構築が我が国の重要な課題として広く認識されるようになり、各教育委員会における生涯学習振興のための組織体制の整備と施策の積極的推進が必要となっている。このため、社会教育主事の養成内容について、幅広い生涯学習・社会教育行政を推進する専門家としての役割を一層発揮できるように見直す必要がある。

また、生涯学習時代に対応した広い視野に立った社会教育行政の展開を図るためには、様々な分野から多様な知識・経験を有する人材を広く求めることも有意義である。このため、社会教育主事講習を受講しやすくするよう実施方法を工夫するとともに、大学以外の学習成果や様々な実務経験で培われた職務遂行能力を積極的に評価することにより、社会教育主事の資格取得の途を弾力化する必要がある。

(一) 大学における養成内容の改善・充実

これからの社会教育主事は、生涯学習の動向と十分関連を図りながら、社会教育の推進に当たることが必要であるとともに、人々の学習ニーズを踏まえつつ学習活動を効果的に援助する能力の向上も求められている。このため、生涯学習の本質や学習情報提供及び学習相談についての理解を深めることができるように、養成内容の充実を図る必要がある。

なお、生涯学習及び社会教育の本質や学習情報提供及び学習相談についての理解は、生涯学習時代における社会教育指導者に求められる基本的内容として、社会教育主事のみならず、司書、学芸員の養成においても充実を図るべきものと考えられる。

以上から、大学における社会教育主事の養成内容を、次のように見直すことが適当である。

[cir1] 現行の「社会教育の基礎(社会教育概論)」(四単位)を、「生涯学習概論」(四単位)に改める。「生涯学習概論」は、従来の「社会教育の基礎(社会教育概論)」の内容を根底に置きながら、生涯学習時代における社会教育指導者養成の基本的内容として、生涯学習及び社会教育の本質について理解を深めるとともに、学習者の特性や教育相互の連携について理解を図る内容とする。

[cir2] 「社会教育計画」は、社会教育の計画・立案についての理論と方法の理解を図る内容から構成されているが、特に、学習支援能力の向上の観点から、学習情報提供・学習相談に係る実践的な内容の充実を図る。

[cir3] 総単位数は、現行と同じく二四単位以上とする。

各科目の単位数・内容を一覧の形でまとめたのが、別紙一である。

「生涯学習概論」は、社会教育主事、学芸員及び司書の養成における共通的な基礎科目として位置づけられるが、幅広い社会教育行政推進のための中核的役割を果たす社会教育主事の性格から、社会教育主事の養成科目としては四単位とする。なお、その内容の取扱いに当たっては、「生涯学習概論」の他に、例えば、「社会教育の基礎」のような社会教育の基礎的内容からなる科目を設定し、合計四単位以上として実施するような工夫を行うことも考えられる。

各大学においては、先の成人教育分科審議会報告の趣旨も改めて踏まえ、幅広い視野と実践的能力を備えた社会教育主事の養成のために、教育内容全体の充実に引き続き努力していくことが望まれる。

(二) 養成を行っている大学の連携・協力の推進

現在、社会教育主事の養成を行っている大学は一三〇ほどあるが、今後、これらの大学の連携・協力により、社会教育主事養成に関する情報交換・交流が活発化し、養成内容の一層の充実が図られることが期待される。

(三) 講習における養成内容の改善・充実及び講習実施上の配慮

社会教育主事講習における養成内容についても大学における養成内容と同様の見直しを図る。

社会教育主事講習は、現在、国立教育会館社会教育研修所及び二〇近い国立大学が文部大臣の委嘱を受け実施しているが、実施大学によって、講習内容や方法にかなりの相違が見られるとの指摘もある。各大学においては、教育委員会の要望なども踏まえ、講習の一層効果的な実施と内容の充実に努めるとともに、特に、関係機関等の協力を得て、実践的な内容を充実することが期待される。国立教育会館社会教育研修所が、標準的な講習カリキュラム案を作成し、各大学における講習の企画や実施上の参考とすることも有意義と考えられる。

また、社会教育主事講習に参加しやすくなるように、各実施機関において、受講期間の分割、修得単位の累積による講習修了など、現行でも可能となっている運用上の工夫を行い、受講者の要望に積極的に対応することが望まれる。今後は、社会教育主事の養成者数の推移や地域的バランス等も考慮し、必要に応じて委嘱先を増やすことも考えられる。

(四) 講習の科目代替措置としての学習成果の認定範囲の拡大

社会教育主事の講習科目については、大学において修得した科目による代替措置が制度上認められている。しかしながら、実際には、講習実施機関においては、受講者からの科目代替希望を認めない場合がほとんどであり、この制度の趣旨が生かされていない。

生涯学習社会にふさわしい資格制度とする観点から、今後は、科目代替措置の適用対象と認められる受講者の希望に各実施機関が適切に対応する必要がある。また、専門的資質の確保に留意しつつ、大学以外における学習成果についても、社会教育主事資格取得のための専門的知識・技術の習得として評価し得るものについては、この科目代替措置を積極的に活用できるようにすることが適当である。

新たに講習科目に相当するものとして認定すべき学習成果として、次のようなものが考えられる。

- ア 国立教育会館社会教育研修所や国立社会教育施設における研修のうち相当と考えられる学習
- イ 地方公共団体が実施する研修のうち相当と考えられる学習
- ウ 学芸員、司書等の資格取得のための試験・講習における科目合格・履修
- エ 専門学校での相当科目の修得
- オ 文部大臣認定の技能審査のうち相当と考えられる学習
- カ 文部大臣認定の社会通信教育での相当と考えられる学習
- キ 公開講座での相当と考えられる学習

なお、講習科目の代替に当たって、その学習の内容・程度等に基づいた適切な取扱いが講習実施機関により行われるように、国において一定の基準を示す必要がある。

(五) 資格取得及び講習受講の要件としての実務経験の対象範囲の拡大

社会教育主事の資格取得及び講習受講の要件として、一定の実務経験が必要とされる場合があるが、現在は、教育委員会等において社会教育に関係する事務に従事する職員の職や学校教育法第一条に規定する学校の教員の職などに限定されている。

生涯学習時代における広い視野に立った社会教育行政の展開が求められていることに対応し、今後は、現在認められている実務経験以外にも、社会教育主事の職務遂行の上で意義があると考えられる実務経験を積極的に評価していくことが適当である。

新たに評価すべき実務経験として、次のようなものが考えられる。なお、その際必要とされる経験年数については、社会教育主事の講習科目を修得した短期大学卒業者が社会教育主事資格を取得するまでに三年以上の実務経験が必要とされていることを考慮し、原則として、三年以上とすることが適当である。

[cir1] 社会教育に関係のある職

- ア 教育委員会・首長部局等における生涯学習(文化・スポーツを含む)に関する職務に従事する職
- イ 介護福祉士、社会福祉士、勤労青少年ホーム指導員、勤労者家庭支援施設指導員等の社会福祉等に関する職
- ウ 社会教育関係団体の事業の企画・実施に当たる専門的職員
- エ 学芸員、司書その他の社会教育施設職員
- オ 公民館等において事業の企画・実施を担当する非常勤職員又はボランティア
- カ 民間生涯学習関連事業所において事業の企画・実施に当たる専門的職員

[cir2] 教育に関する職

- ア 学校の助手、教頭、養護助教諭
- イ 専修学校の校長及び教員

なお、上記の実務経験の評価に関しては、適切な取扱いが図られるように、国において一定の基準を示す必要がある。

二 研修内容の充実と研修体制の整備

社会教育主事が、多様化、高度化する人々の学習ニーズや社会の変化に的確に対応できるようにしていくために、現職研修を充実し、専門的な指導力や企画・調整能力などの社会教育主事として必要な資質の一層の向上を図る必要がある。

現在、国レベル(文部省及び国立教育会館社会教育研修所、国立社会教育施設)、都道府県レベル、市町村レベルにおいて、研修が行われているが、全体として見た場合、必ずしも体系的なものとはなっていない。今後は、相互の連携の下に、体系的・計画的な研修機会を提供できるよう研修体制を整備していくことが重要な課題となっている。

また、各教育委員会においては、社会教育主事の資質の向上のため、社会教育主事が積極的に各種の研修に参加できるよう、奨励・支援することが期待される。

(一) 研修内容及び方法

社会教育主事の研修機会として、初任者、中堅職員、管理職など経験や職階に応じた研修の充実とともに、生涯学習社会の進展、男女共同参画社会の形成、情報化、国際化、高齢化等の社会の変化に伴う新たな学習課題に対応するための課題別研修や、学習ニーズの高度化、専門化に対応するための専門別研修など、社会教育主事の職務遂行の上で有効な研修内容が提供される必要がある。

このため、国立教育会館社会教育研修所においては、標準的な研修カリキュラムや教材の開発・普及等を行うこと、また、国立教育研究所においては、生涯学習全般にわたる学習内容・方法等の研究の一環として、社会教育主事を含む社会教育関係職員等の研修に関する基礎的かつ実証的な研究を行うことを通し、研修内容の充実を支援することが期待される。国は、これらの内容等を都道府県等に示すことなどにより、研修の充実を促進していく必要がある。

研修の方法としては、従来から行われている講義や実習・演習形式の研修に加え、国立教育会館社会教育研修所、国内外の大学、社会教育施設等への研修・研究派遣など、高度で実践的な研修機会を充実していく必要がある。また、大学院等関係機関による科目等履修生制度等も活用したりカレント教育も望まれる。

(二) 研修体制の整備

国レベル、都道府県レベル、市町村レベルの各段階で実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に社会教育主事の研修機会を提供していくため、それぞれの役割分担の下に、研修体制の整備を図っていく必要がある。

国レベルでは、各都道府県における管理的・指導的立場の社会教育主事を対象に、課題別・専門別研修のうち高度なものを行うとともに、都道府県、市町村あるいは社会教育施設が行う研修を支援するため、都道府県レベルの研修を担当できる指導者の育成、社会教育主事の活動に関連する情報の収集・提供、標準的な研修プログラムの開発・普及などを行う必要がある。特に、国立教育会館社会教育研修所においては、社会教育に関する専門的・技術的研修を実施する中核機関として、生涯学習推進センター等の都道府県レベルの研修実施機関とのネットワーク形成や、地方公共団体における研修内容のデータベース化を進めるなど、そのナショナルセンター機能を一層強化することが望まれる。また、国立オリンピック記念青少年総合センターや国立婦人教育会館等の国立社会教育施設において、対象別の専門的な研修を行うことも有意義である。

都道府県においては、各都道府県内の初任・中堅の社会教育主事を対象に、課題別・専門別研修のうち基礎的なもの、地域の課題に関する研修、経験年数別の実務研修等を行うとともに、市町村あるいは社会教育施設が行う研修を支援するため、市町村レベルの研修を担当できる指導者の育成、関連する情報の収集・提供を行う必要がある。

また、市長村においては、各市町村内の初任・中堅の社会教育主事を対象に、経験年数に応じた実務研修を行う必要がある。複数の市町村が、都道府県の支援を受けて協力して研修を実施することも考えられる。

各地方公共団体において、社会教育主事の研修への参加を促進するとともに、社会教育主事の研修歴や専門的能力を適切に評価し、その処遇等について配慮することが望まれる。

社会教育主事の研修体系についての考え方を整理したものが、別紙七である。

なお、研修のうち適当なものについては、社会教育主事、学芸員及び司書の共通の研修機会とすることにより、相互の理解や交流等を深めることも有意義である。また、公民館の主事や青少年教育施設の専門的職員など研修機会の得にくい社会教育関係職員の資質の向上のために、これらの研修を活用することも望まれる。

三 幅広い人事交流等の配慮と有資格者の積極的活用

生涯学習の一層の推進を図るために、社会教育主事は、従来の社会教育行政の枠を越えた地域の生涯学習の企画・実施や調整にも積極的な役割を果たしていくことが期待されている。教育委員会事務局と社会教育施設や学校、首長部局等との間の幅広い人事交流を進めることにより、実務を通じて従来以上に幅広い視野を実務を通じて広げるといった効果ももたらされる。公民館の主事等の社会教育施設の職員や教育委員会以外の生涯学習関連部局の職員についても、施設の運営の充実を図る観点から、社会教育主事の資格を有する者を積極的に任用し、その専門的な指導力や企画・調整能力などの活用を図ることが望まれる。

また、大学等において社会教育主事となる資格を取得してもその職には就いていない人が地域には相当いる。生涯学習を推進する観点から、社会教育主事の有資格者の持つ社会教育に関する知識・能力や経験等が、地域の生涯学習・社会教育の活動の充実のために幅広く生かされることは極めて有意義である。

このため、社会教育主事有資格者のうち希望者を、都道府県等の生涯学習推進センターや国立教育会館社会教育研修所に登録し、公民館その他の社会教育施設における活動の指導者や住民の自主的な活動の助言者などとして活用を図る「社会教育主事有資格者データベース(人材バンク)」制度等を創設することが考えられる。その際、都道府県・市町村等における情報収集・提供体制の整備とともに、教育委員会と首長部局との円滑な連携が図られることが重要である。こうした制度は、民間の教育事業や企業等の学習関連部門において必要とする専門的な人材の確保・供給といった面からも、今後必要性が増大することが考えられる。国と関係機関、地方公共団体等の連携・協力により、その早急な整備が進められることを期待する。

社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修 (平成八年文部省告示第百四十七号)

平成八年文部省告示第百四十七号(社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修)

社会教育主事講習等規程(昭和二十六年文部省令第十二号)第七条第三項に規定する学修を次のとおり定める。

記平成八年八月二十八日

平成一二年一二月一一日文部省告示第一八一号 改正

- 一 文部科学省(国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家及び国立少年自然の家を含む。)又は国立教育会館が実施する研修における学修
- 二 地方公共団体が実施する研修における学修
- 三 博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号)による学芸員の試験認定に係る学修(当該試験認定の試験科目について合格点を得ている場合に限る。)
- 四 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第六条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- 五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の二に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修
- 六 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の名称等に関する省令(平成十二年文部省令第四十九号)に規定する認定技能審査に係る学修(当該認定技能審査に合格している場合に限る。)
- 七 社会教育法第五十一条第一項の規定により文部科学大臣の認定を受けた通信教育における学修
- 八 大学が行う公開講座における学修

附則

この告示は、平成九年四月一日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にした第二十二の規定による改正前の文部省告示第百四十七号第一号に定める学修は、第二十二の規定による改正後の文部省告示第百四十七号第一号に定める学修とみなす。

社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修を定める件 (平成二十一年文部科学省告示第百二十六号)

社会教育主事講習等規程(昭和二十六年文部省令第十二号)第七条第三項の規定に基づき、平成八年文部省告示第百四十七号(社会教育主事講習等規程の規定に基づく学修を定める件)の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月三日

文部科学大臣 塩谷 立

社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修を定める件

第一条 社会教育主事講習等規程(以下「規程」という。)第三条に規定する生涯学習概論に係る規程第七条第三項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。

- 一 図書館法施行規則(昭和二十五年文部省令第二十七号)第一条に規定する図書館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修
- 二 図書館法施行規則第五条に規定する司書の講習のうち生涯学習概論に係る学修
- 三 博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号)第一条に規定する博物館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修
- 四 博物館法施行規則第六条に規定する試験認定において合格を得た生涯学習概論に係る学修

第二条 前条に規定するもののほか、規程第三条に規定する科目に係る規程第七条第三項に規定する学修は、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

地域コミュニティ支援のために 福井市と福井大学が協力・協働する

その恒常的な協働のための基軸を創るコーディネーター研修の実現

社会教育関係職員の研修と学生の地域活動支援に関する
福井市教育委員会と国立大学法人福井大学の協力関係の構築の重要性について

- I 福井市における地域コミュニティ機能保持・活性化の拠点としての公民館 (2)
 - II 福井大学における「地域活性化・地域支援」機能の強化の重要性 COC (4)
 - III 長期プログラム「学び合うコミュニティを培う」の概要 (6)
 - IV 地域を支える福井大学の機能拡充と本連携の意義 (11)
- ・履修証明プログラムの趣旨 (12)
 - ・福井市と福井大学の協働による新しい職員研修のあり方 (13)

福井市における地域コミュニティ機能保持・活性化の拠点としての公民館

地域コミュニティの要としての公民館とそのネットワーク

小学校区単位に1館3名程度の職員体制

福井市では、社会教育法上の社会教育施設として、1小学校区に1公民館が設置され、嘱託の公民館館長1名・公民館主事2～3名の体制で地域における活動と学習を支える体制が取られている。全国の多くの自治体において、中学校区レベルの公民館配置すらほとんどの場合実現されていない状況に比較するならば、福井市の公民館は、地域のコミュニティ活動と学習をきめ細かく支える拠点としての機能を実質的に果たすことのできる体制が取られている。

実効性の鍵は地域のコーディネーターとしての公民館職員の力量

2010年3月、福井市・福井市教育委員会は、「地域コミュニティ機能保持・活性化のための支援について」の方針をまとめ、その中で目指すべき地域コミュニティを支えるコーディネーターとしての役割を公民館と公民館職員に求めている。

- ・公民館は、社会教育として社会教育事業を推進していく。
- ・社会教育と地域の活動は表裏一体の関係にあり、地域コミュニティ機能の保持・活性化を図るため、公民館は、コーディネーター役として地域の活動の支援及び連絡調整を行う。

この方針の中ではこうした地域コミュニティ機能保持・活性化のための公民館機能の拡充とかかわって、職員研修の重要性が指摘され、その一環として公民館主事が社会教育主事資格を取得することを促す方策も規定されている。

福井市と福井大学の協力による公民館職員研修の実現

こうした動きを受けて、福井市と福井大学教育地域科学部（当時）は、2011年より、社会教育主事資格に必要な内容をふまえた全190時間におよぶコミュニティ学習コーディネーターの力量形成のための長期公開講座「学び合うコミュニティを培う」を協力して進め、現在30名ほどの公民館主事が、コミュニティ学習支援者としての力量形成のための研修を重ね、その成果は第1年次報告書としてまとめられている。

公民館活動の振興への取組(福井市)

福井市公民館の概要

福井市の公民館の特徴

- ・1小学校区ごとに1公民館(49地区館、6分館、中央公民館)
- 自治会をはじめとする様々な団体が互いに連携・協働するのに最適な単位
- ・各公民館に運営審議会の設置
- ・福井市方式(半官半民)の運営方法
- 運営審議会で公民館職員を選考内申
- 公民館協力委員の設置
- 地区費の活用
- ・各種教育事業の展開

多様な主体が綾なす公民館

公民館職員及び業務

- 【公民館職員】
- ・地域の選考内申を受けた非常勤特別職(館長1名、主事2~3名、管理人1名)
- 【業務】
- ・教育事業、公民館運営事業
 - ・各地区の各種団体や地区事業に関する自主活動への支援・連絡調整
 - ・市役所出張所廃止に伴う、一部の行政事務
 - ・行政施策としての市民協働のまちづくりや子育て支援事業等への支援

公民館運営審議会

- ・各公民館は20名以内の委員で構成
- ・公民館職員の選考内申
- ・各種団体長や有識者を委員として委嘱

…しかしながら

少子高齢化 核家族化
 単身世帯の増加 相互扶助機能の低下
 共同生活意識の低下
 生活圏の広域化 産業構造の変化

地域コミュニティの低下

自治会・公民館を中心とした地域コミュニティの活性化が必要

『地域コミュニティ機能保持・活性化のための支援について』策定(平成22年3月)

< 主な改善のポイント >

- **コーディネーター役として地域の活動の支援及び連絡調整を行う**
各種団体や実行委員会など地域活動の主体に対して、自主活動への支援、相互連携による活動の推進のための事務を行う
- **自主自立を目指す団体や他団体との連携を検討する団体を支援する**
団体支援員と協調して、地区で自主自立活動を目指す団体の相談に乗ったり、他団体との連携を検討する団体について連携をコーディネートするなど各種団体の自主活動支援業務を実施する
- **公民館職員の人材育成を努める**
市主催の研修の充実、社会教育主事の資格取得を奨励する
- **公民館職員の勤務体制の見直し**
勤務時間、報酬・賃金の見直しを図る

公民館職員に対する研修の充実

職場と研修が有機的に結びついたサイクルを実現することにより、公民館職員の意欲と資質の向上を図ることを目的として公民館職員研修を実施する。

● 研修の種類

初任者研修・職種別研修・選択研修・ブロック別研修・派遣研修

● 大学と連携した取組【福井大学公開講座『学び合うコミュニティを培う』】

目標 2年間にわたる講座の中で、互いの実践の歩みを聴き合い、その経験と省察から深く学び合うことで、公民館職員に必要な力量を形成する。

特長

- (1) 実践と省察の往還を実現する長期研修のサイクル
- (2) 少人数での実践の交流と検討
- (3) 行政と大学が協働して支える体制を構築
→ 行政職員2名が講座の企画・運営に運営支援者として参加

中央教育審議会生涯学習分科会第68回(平成24年10月9日)における福井市提出資料「福井市の公民館」

【討議事項】・「社会教育行政の再構築」について地方自治体からのヒアリング 資料4-3

福井大学における「地域活性化・地域支援」機能の強化の重要性 COC

現在、国立大学法人、とりわけ地方国立大学法人は、地域の活性化・改革推進のためのセンター機能の充実が求められている。

福井大学においては学校教育・産業・医療の各分野で、県や市、さらに各関連機関との連携協働の取り組みが進められてきているが、機関と機関の連携をふましつつ、地域のコミュニティとそれを支えるネットワークをどのようにして構築し支えていくかという課題は残されている。

→**実質的に地域コミュニティの持続と発展を支える機能とどう組織的にかかわるかが鍵**
(従来型の狭い教員の個人的関わりや、単発的イベント的な関わりでは不十分)

**公民館職員研修をめぐる恒常的な福井市との連携・協働は、
地域コミュニティを支える人々と持続的な学習と大学とを結ぶもっとも強力なブリッジになる。**

福井市においては、上述のように、公民館が地域コミュニティの中核施設としての役割を果たしている。

- ・地域コミュニティを第一線で支える職員の力量形成を市と大学が協力して支える体制をつくること
ができる。
- ・第一線の職員と市と大学との連携協力関係を恒常的に発展させていくことができる。
- ・地域コミュニティの直面する具体的な課題に大学がつねに向き合うことができる。

こうした協力関係の恒常的な発展を基盤として、次のような展開が期待できる。

①**大学の地域支援機能を地域コミュニティとの結びつきを通して発展させる。**

②**大学生の地域活動参加の推進**

大学生が地域コミュニティで活動する機会を、地域コミュニティのコーディネーターである公民館主事の協力も得ながら拡大していく。

(森田地区・順化地区ですでに取り組みが進んでいる。)

③**学校・医療等の諸機関と地域コミュニティを結ぶコーディネーター・コミュニティ**

学校・福祉・医療等の諸機関と地域コミュニティを結ぶ活動を、大学と地域コミュニティの中心的コーディネーターである公民館主事が結び役となって発展させていく。

(教職大学院との連携によって、教員と公民館主事との接点・相互理解が進んできている。実践研究福井ラウンドテーブル)

④**「地域と教育」・社会教育を学ぶ学生が、生きた地域の活動に接しながら学ぶ。**

この履修証明プログラムは、学部・大学院生も受講可能であり、学部・大学院生が地域での活動について、その担い手とともに、「地域と教育」・社会教育を学ぶことができる。

⑤**福井市の生涯学習室・公民館と大学との恒常的な連絡調整、協力関係を実現**

この長期プログラムの協働の企画・運営を通して、福井市の生涯学習室・公民館と大学との恒常的な連絡調整・協力関係を実現することができる。このことにより、つねに、地域の状況をふまえ、地域支援のあり方を継続し発展させていくための核を形成することができる。

以上のように、大学の地域支援機能の充実、学生の地域参加拡充という大学改革の重要な課題にとって、大きな組織的革新と恒常的な発展を見込むことができる。

大学COC(Center of Community) 機能の強化について

※平成25年度から逐次実施を目指す

背景 【これまでの大学に対する批判】

- 大学の教育研究が、社会の課題解決に十分応えていない。
- 学生が大学で学んだことが、社会に出てから役立っていない。
- 地域と教員個人とのつながりはあっても、大学が組織として地域との連携に臨んでいない。

学生が主体的に学び、次代を生き抜く力を育むことを前提に

【大学が地域の課題解決に取り組む意義・効果】

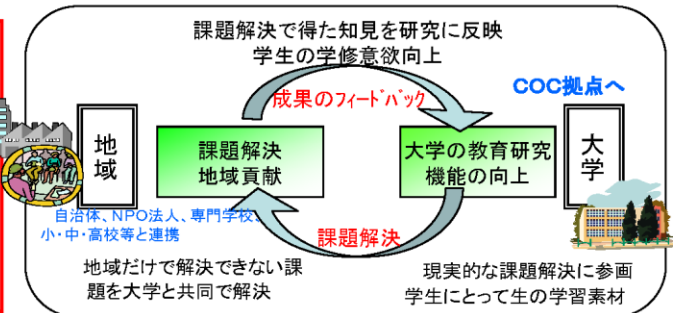
- 大学の教育研究がより現実的な課題を直視したものになる。また、地域社会の大学に対する理解が進む。
- フィールドワーク等を通じて、学生が社会の現実の課題解決に参加することで実践力を育成。学修する意欲も刺激。
- 大学が組織として地域と連携することで、大学の様々な資源が有機的に結合。課題解決に向けた教育研究活動も活性化。

目標

大学等(短大・高専を含む)が、地域の課題を直視して解決にあたる取組を支援し、大学の地域貢献に対する意識を高め、その教育研究機能の強化を図る。

【支援対象】
地域の課題解決につながる、特に優れた教育研究活動。

【支援方法】
プログラム策定経費、システム整備費、人件費(TA・RA経費)等



地域人材の育成・雇用機会の創出	地域活性化・地域支援の取組み	産学連携・地場産業の振興
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会人のニーズに対応したキャリア・アップ、就業等学びの場の提供による社会人学生の受け入れなど、社会人に対する学び直しの場を提供。 例) 結婚を機に退職した教員や看護師が、大学の講座を受講して再び職場に復帰。 ○ 超高齢化社会に対応した学びや交流の場を提供。 ○ 地域の産業界と連携した研修等を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生による地域の子ども達への支援や、商店街活性化などの活動。 例) 地域づくり考房「ゆめ」による外国籍児童との交流活動(松本大学) ○ 震災や原発事故などの災害による影響や改善策についての調査研究。 例) 避難所や仮設住宅で暮らす子ども達の学習・遊び支援(福島大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地元企業が直面している技術開発上の課題に対する助言、地域の特産である農産物の栽培方法や品種改良など、地域に対する研究成果の還元。 ○ 研究成果の社会実装に向けた産学連携拠点の構築と産学連携機能の高度化・ネットワーク化。 ○ 受託研究や共同研究など、地域の企業等の個別ニーズに対応した研究開発。

文部科学省 大学改革実行プラン平成 24 年 6 月

社会の変革のエンジンとなる大学づくり

④地域再生の核となる大学の形成—地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of Community)事業)—

重点要求額: 42億円

背景 <これまでの大学に対する批判>

- 大学等の教育研究が、地域の課題解決に十分応えていない。
- 学生が大学等で学んだことが、地域に出てから役立っていない。
- 地域と教員個人とのつながりはあっても、大学等が組織として地域との連携に取り組んでいない。

<大学等が地域の課題解決に取り組む意義・効果>

- ◎ 地域の再生・活性化に貢献
- ◎ 大学等の教育研究が、より地域の現実的な課題を直視したものとなる。
- ◎ フィールドワーク等を通じて、学生が地域の現実の課題解決に参加することで実践力を育成。学修する意欲も刺激。
- ◎ 大学が組織として地域と連携することで、大学等の様々な資源が有機的に融合。課題解決に向けた教育研究活動が活性化。

日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定) 抜粋
「…大学のマネジメント強化、学修環境整備、大学入試改革、地域再生の拠点としての大学の機能強化等を進めることなどにより、高等教育の抜本的改革を進め、世界レベルの高等教育を目指す。」

事業目標

大学全体として地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等(短大・高専を含む)を支援し、各大学の強みを活かして大学等の機能別分化を推進

支援対象

- I 総力型: 大学内の全組織が有機的に連携し、「地域のための大学」として全学的に教育課程の見直しを含む地域再生・活性化のための取組を進め、将来的には教育カリキュラム・教育組織の改革につなげる取組【単独】
- II 地域ハブ型: 自ら「地域のための大学」として地域貢献の取組を進めることに加え、地域の他大学等と連携し、地域再生・活性化の中核的拠点となる取組【複数】

支援条件

- ① 大学等において全学的な取組への位置付けの明確化
- ② 大学等の教育研究と一体となった取組・教育研究への反映
- ③ 大学等と自治体が協定を結び組織的に関与(地域ハブ型は地域の他大学等との連携協定も不可欠)
- ④ 対話の場の設定
- ⑤ これまでの地域との連携の実績
- ⑥ 自治体等からの一定の経済的支援(土地の無償貸与、人員の派遣等を含む) - マッチングファンド方式 -

支援計画

2年間で、各都道府県に2カ所(都道府県単位1カ所 市町村単位1カ所)程度として90拠点(全県・市町村数(約1,800)の5%)の形成を目指す。

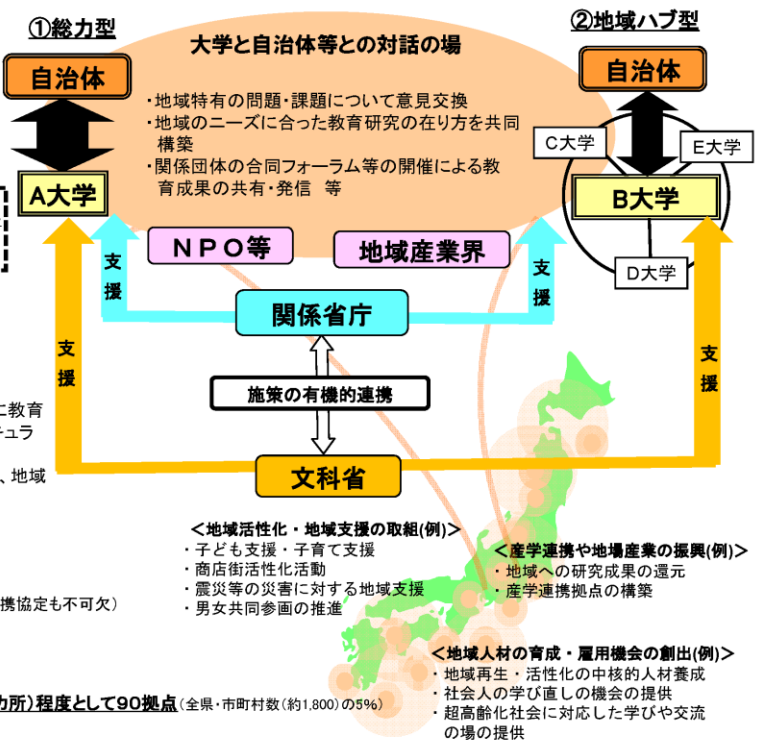
平成25年度は60拠点選定

I-1 総力型(都道府県、政令市等) 15拠点

II 地域ハブ型(都道府県、政令市等) 15拠点

I-2 総力型(市町村) 30拠点

平成26年度も全国に30拠点程度選定



<地域活性化・地域支援の取組(例)>

- ・ 子ども支援・子育て支援
- ・ 商店街活性化活動
- ・ 震災等の災害に対する地域支援
- ・ 男女共同参画の推進

<産学連携や地場産業の振興(例)>

- ・ 地域への研究成果の還元
- ・ 産学連携拠点の構築

<地域人材の育成・雇用機会の創出(例)>

- ・ 地域再生・活性化の中核的人材養成
- ・ 社会人の学び直しの機会の提供
- ・ 超高齢化社会に対応した学びや交流の場の提供

文部科学省 平成25年度文部科学省「特別重点要求・重点要求」

長期プログラム「学び合うコミュニティを培う」の概要

学び合う自治のまちづくりのために

福井大学公開講座

学び合うコミュニティを培う

コミュニティ学習支援専門職＝社会教育関係職員の実践力形成のための長期特別講座

長期にわたる実践と省察の積み重ねを中心に据えた新しい社会教育職員研修の形を創る

■cycleA 生涯学習のプロセスとその諸局面 45 時間

■cycleB 学習の展開と組織を支える 45 時間

■cycleC 課題研究・事例研究 55 時間

■cycleD 実践事例研究 45 時間

- ①この講座は、公民館主事をはじめとする社会教育関係施設の職員、生涯学習・社会教育の行政に携わる専門職員、ならびにコミュニティと学習に関わる多様な専門職（コミュニティ学習支援専門職）のための講座です。
- ②互いの実践の歩みを聴き合い、その経験と省察から深く学び合っていくことを講座の中心に据えます。
- ③コミュニティと学習のプロセスとシステム、社会教育・生涯学習の目的・課題・組織・評価に関わる様々な論点について実践と理論に基づいて総合的に検討します。
- ④福井大学教育地域科学部地域共生センター・地域科学課程・教職大学院の協働により、地域の自治と学習を支える専門職のための実践研究の場として開設する長期講座です。

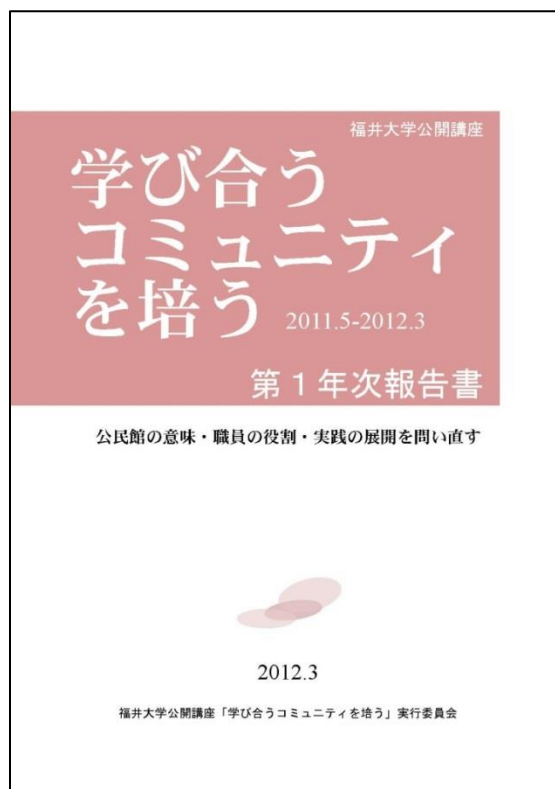
福井大学教職大学院・福井大学教育職員更新制講習
(必修領域)における実践力形成プログラム開発の蓄積
を活かした新しいプログラム。省察と実践のサイクルの
持続を基盤として、実践研究を深める。

受講者の声

この研修を通して、自分の言葉で人に伝えることの難
しさや相手の話から共感できることを掴み取っていくお
もしろさを知ることが出来たように思います。

また、自分の日々の実践の中での様々な悩みや課題に
ついて、じっくりと時間をかけてふり返りながら記録し
たり、資料の本を読み解くことで自分の仕事を客観的に
見つめ直す時間は、大変有意義なものであったと思いま
す。

公開講座でレポートを書くことにより、今までは時間
に追われ、事業をこなすものの、振り返ることすらしな
かった為に、気づけなかったことに気づくことが出来ま
した。それが、私や公民館の成長につながったことはた
くさんあると思います。



研修の効果についての内外の高い評価

自分たち自身の実践を交流し学び合う本研修の積み重ねを通して、公民館職員の地域での取り組みの姿勢に大きな変化が現れてきていることについて、公民館長 1) や福井市生涯学習室からの高い評価が寄せられている。またこの公開講座の取り組みについては社会教育関係の専門雑誌、日本社会教育学会年報でも取り上げられているほか、中央教育審議会生涯学習部会のおいても報告され、その中間まとめでも今後の地域支援者の力量形成のモデル的な事例 (good practice) として紹介されるに至っている。

- 1) 受講生の公民館主事のいる公民館長全員からの市の担当職員による聞き取り調査による。
- 2) 中央教育審議会生涯学習分科会における福井市の報告 (2012年11月参照)
- 3) 羽田野慶子・杉山晋平「福井大学公開講座『学び合うコミュニティを培う』：公民館職員の力量形成と専門職学習コミュニティ」、『月刊社会教育』55巻12号 特集学習支援者としての社会教育職員養成の展望 ,pp.26-33.
- 4) 羽田野慶子・杉山晋平「公民館実践の質的評価を支える実践コミュニティ—福井大学における社会教育円門職のための研修プログラム「学び合うコミュニティを培う」—」, 日本社会教育学会編『社会教育における評価』日本の社会教育 第56集, 2012.10, pp.225-237.

<事例5 福井県福井市の取組>

原則として小学校区ごとに配置された地区公民館に運営審議会を設置し、地域の学校・社会・家庭教育関係者等を委員として委嘱するとともに、地域住民を非常勤特別職の公民館職員として委嘱することで、地域住民が主体となって公民館の運営を行う体制を構築している。

これら公民館職員に対しては、多様化・高度化する地域住民の学習ニーズに対応するため、また、公民館が地域のコーディネーター役を果たせるよう、意欲と資質の向上を図ることを目的として、市教委主催の研修の充実に加えて、大学と連携・協力した研修も行われている。

福井大学と連携した二年間の長期研修 (「学び合うコミュニティを培う」) では、職場や地域で実践を展開しつつ、毎月一回、それらに関わる実践報告、実践者相互の交流・研究を重ね、実践と省察、仕事と研修が有機的に結びついたサイクルを実現している。20年以上続く社会教育主事有資格者の実践研究会の積み重ねがこの研修の基盤となっており、また学校拠点の実践研究を中心とする福井大学教職大学院の方式も活かされている。

中央教育審議会生涯学習分科会

第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 (案)

平成25年1月 p.16

ネットワーク型行政の要となる社会教育関係職員

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長 伊藤 学司

先般、中央教育審議会生涯学習分科会において、今後の社会教育行政の方向性についての提言がまとめられました。これからの社会教育行政は、まちづくり部局や福祉部局など他の行政部局との連携・協働を強めるとともに、地域のNPO団体や大学・企業等と連携・協働を進めていくネットワーク型行政を推進していくことが必要とされています。

そして、そうした社会教育行政を推進するため、社会教育主事等の専門的職員が、ネットワーク型行政の要として、他部局の職員や民間団体で活躍するコーディネーター等の地域人材とを結ぶことが期待されており、そのために力量を上げることが求められています。

この審議のまとめの中で、優れた実践 (グッド・プラクティス) として福井市が公民館職員を対象として実施している研修や、福井市と福井大学が連携して取り組んできている長期研修 (「学び合うコミュニティを培う」) が取り上げられています。 (公開講座「学び合うコミュニティを培う」Newsletter No.17, 2013.1.28)

地域を支える福井大学の機能拡充と本連携の意義

現在、国立大学法人、とりわけ地方国立大学法人は、地域の活性化・改革推進のためのセンター機能の充実が求められている。福井大学においては学校教育・産業・医療の各分野で、県や市、さらに各関連機関との連携協働の取り組みが進められてきているが、機関と機関の連携をふまえつつ、地域のコミュニティとそれを支えるネットワークをどのようにして構築し支えていくかという課題は残されている。

→**実質的に地域コミュニティの持続と発展を支える機能とどう組織的にかかわるかが鍵**
(従来型の狭い教員の個人的関わりや、単発的イベント的な関わりでは不十分)

公民館職員研修をめぐる恒常的な福井市との連携・協働は、地域コミュニティを支える人々と持続的な学習と大学とを結ぶもっとも強力なブリッジになる。

県都福井市においては、上述のように、公民館が地域コミュニティの中核施設としての役割を果たしている。

- ・地域コミュニティを第一線で支える職員の力量形成を市と大学が協力して支える体制をつくることができる。
- ・第一線の職員と市と大学との連携協力関係を恒常的に発展させていくことができる。
- ・地域コミュニティの直面する具体的な課題に大学がつねに向き合うことができる。

こうした協力関係の恒常的な発展を基盤として、次のような展開が期待できる。

①**大学の地域支援機能を地域コミュニティとの結びつきを通して発展させる。**

②**大学生の地域活動参加の推進**

大学生が地域コミュニティで活動する機会を、地域コミュニティのコーディネーターである公民館主事の協力も得ながら拡大していく。

(森田地区・順化地区ですでに取り組みが進んでいる。)

③**学校・医療等の諸機関と地域コミュニティを結ぶコーディネーター・コミュニティ**

学校・福祉・医療等の諸機関と地域コミュニティを結ぶ活動を、大学と地域コミュニティの中心的コーディネーターである公民館主事が結び役となって発展させていく。

(教職大学院との連携によって、教員と公民館主事との接点・相互理解が進んできている。実践研究福井ラウンドテーブル)

④**「地域と教育」・社会教育を学ぶ学生が、生きた地域の活動に接しながら学ぶ。**

この履修証明プログラムは、学部・大学院生も受講可能であり、学部・大学院生が地域での活動について、その担い手とともに、「地域と教育」・社会教育を学ぶことができる。

⑤**福井市の生涯学習室・公民館と大学との恒常的な連絡調整、協力関係を実現**

この長期プログラムの協働の企画・運営を通して、福井市の生涯学習室・公民館と大学との恒常的な連絡調整・協力関係を実現することができる。このことにより、つねに、地域の

状況をふまえ、地域支援のあり方を継続し発展させていくための核を形成することができる。

以上のように、大学の地域支援機能の充実、学生の地域参加拡充という大学改革の重要な課題にとって、大きな組織的革新と恒常的な発展を見込むことができる。

「履修証明プログラム」の意義 たくさんの社会人が学ぶ大学に

大学に社会人を積極的に受け入れることにより、大学の社会貢献を一層進めるためにもうけられた制度

大学の履修証明制度に関するQ&A

Q1 履修証明制度のねらいは何ですか？

各大学等においてこの制度を活用し多様なプログラムを開設することにより、社会人等の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会が提供されることが期待されます。また、履修証明プログラムを各種資格の取得と結びつけるなど、目的・内容に応じて職能団体や地方公共団体、企業等と連携した取組がなされることにより、交付された履修証明書が職業キャリアの形成に活かされることも期待されます。

Q2 履修証明プログラムと公開講座との違いは何ですか？

公開講座は、法令上特段の基準は設けられていないものの、一般的には、大学が一般市民等を対象として一回から数回の講義や実習を行うなど広く行われているものです。一方、履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として、人材育成目的に応じて必要な講習（授業科目ではない科目）を体系的に編成（授業科目を組み合わせることも可能）した教育プログラムです。

Q3 大学が履修証明を行おうとする場合、文部科学省への認可や届出の手続きがあるのですか？

法に基づく履修証明を行うに当たって、文部科学省への認可や届出の手続きは必要ありません。ただし、履修証明プログラムの内容等について、あらかじめ公表する必要があります。

Q4 履修証明のような制度は諸外国にもあるのでしょうか？




アメリカやイギリス、オーストラリア等の諸国においても、高等教育機関における学習成果に対して学位以外の証明(certification)を授与する取組が行われています。

例：カリフォルニア大学バークレー校「Alcohol and Drug Abuse Studies」アルコール依存や薬物乱用に関するカウンセラー養成のプログラム。看護師や精神療法士等を主たる対象として323時間以上の学部レベルの学習を行い履修証明書(certification)を授与しています。

履修証明制度の概要については、下記のホームページをご覧ください。
文部科学省ホームページ「大学等の履修証明制度について」http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/index.htm

このパンフレットに関するお問い合わせ先：
文部科学省高等教育局大学振興課 03 (5253) 4111 (内線2493)

大学の履修証明制度の創設



たくさんの社会人が学ぶ大学にー

文部科学省

ねらい

各大学等においてこの制度を活用し多様なプログラムを開設することにより、社会人等の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会が提供されることが来されます。また、履修証明プログラムを各種資格の取得と結びつけるなど、目的・内容に応じて職能団体や地方自治体、企業等と連携した取組がなされることにより、交付された履修証明書がキャリアの形成に活かされることが期待されます。

公開講座との違い

公開講座は、法令上特段の基準は設けられていないものの、一般的には、大学が一般市民等を対象として一回から数回の講義や実習を行うなど広く行われているものです。一方、履修証明プログラムは、社会人等の学生以外のものを対象として、人材育成目的に応じて必要な講習（授業

科目でない科目)を体系的に編成(授業科目を組み合わせることも可能)した教育プログラムです。

特徴

- ①大学の学位に比べ、より短期間に取得することが可能。
(学位プログラム 学生向けに4年で124単位以上。履修証明プログラム 社会人向けに120時間以上)
- ②再就職やキャリアアップに役立つ社会人向けの教育プログラム
- ③修了者には学校教育法に基づき、履修証明書を交付

【福井市と福井大学の協働による新しい職員研修のあり方】

[研修の問題] 従来、自治体が行う研修においては、これが業務の一環として行われ、多くの職員の参加が確保されているという点にメリットがあるが、企画運営評価については、研修を専門とする職員体制が取られておらず、内容も単発的、トピック的なものに止まり、長期的専門的体系的な研修は実現されていない。

[大学の問題] 一方、大学・大学院の正規のプログラムは、費用・時間帯の両面で多くの現職の職員に開かれたものとはなっていなかった。また、内容もすでに実践の場にいる現職の強みを活かすものとはなっていなかった。このために、これまで大学は、現職の実践者の力量形成に貢献できていない。(教員個人の努力に止まっている場合も多い。)

【研修のメリットと大学の専門性を活かした新しいプログラム】

自治体と大学が協働して現職のための専門的なプログラムを実現することができれば、両者の長所を合わせ、短所を相殺する新しいプログラムを実現することができる。

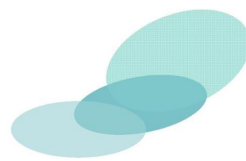
基本的には、受講料・参加条件については、研修と近い形を取り、内容と編成については、より専門的長期的なプログラムを実現する。

こうした条件を実現するために、

- ①大学が主体となり、また自治体研修担当や現職の職員との連携のもとに専門的プログラムを作成し、組織化する。
- ②自治体の研修担当者を中心に、プログラムの運営・コーディネーターの役割を果たす。
- ③自治体は、このプログラムを研修としても位置づけ、積極的に現職に参加させる手立てを講じる。
- ④ ②③の支援を得ることと、大学における社会貢献の使命も勘案し、プログラムの受講料を減免し、現職職員が参加しやすい条件をこの点でも実現する。

以上のことをふまえ、

自治体の研修担当者が、プログラムの企画運営のコーディネーターとして働く分の謝金相当額について、受講料を減免する措置を取ることが重要となる。(履修証明プログラムの学内規定に拠って、学長がそれを決定するよう定められている。)



＜福井市・福井大学連携＞
福井大学履修証明プログラム
学び合うコミュニティを培う
コミュニティ学習支援者の力量形成サイクル 2020. 5-2022. 3
要綱

福井大学履修証明プログラム「学び合うコミュニティを培う」実行委員会

2011. 05 発行

2011. 10 改定版発行

2012. 05 改定版発行

2012. 10 改定版発行

2013. 04 改訂版発行

2016. 02 第 5 期版発行

2017. 03 第 6 期版発行

2020. 02 第 9 期版発行

福井大学教育学部

福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）

〒910-8507 福井県福井市文京 3-9-1